

1. 件名：「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請に係る面談」
2. 日時：令和2年5月27日(水) 13時40分～14時30分
3. 場所：原子力規制庁 10階会議室 (TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

長谷川安全規制管理官、古作企画調査官、猪俣上席安全審査官、中川
上席安全審査官、平野主任安全審査官、藤原安全審査専門職

(専門検査部門)

早川上席原子力専門検査官

日本原燃(株)

小田 常務執行役員 再処理事業部 副事業部長 他8名

5. 要旨

- (1) 日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)から、新規制基準に係る再処理施設の今後の設計及び工事の計画の認可申請(以下「設工認申請」という。)に関し、これまでの設工認申請に係る面談(※1、2、3)を踏まえて資料の提示があった。
- (2) 原子力規制庁から、本日提示のあった資料は、本年5月19日の面談で伝えた事項に対応した情報となっていないため、提示された資料の説明は受けず、主に以下について、日本原燃に伝えた。
 - ① 設計プロセスについては、対応を求めた申請対象施設の明確化、許可申請で示された方針との関係及び技術基準の該当項目の整理が必要。
 - ② 設工認申請、検査等の全体計画については、工事、調達、検査等の計画を踏まえる必要があり、その際には既設設備の経年変化を踏まえた施設の健全性確認等も含めた整理が必要。
 - ③ 設工認申請書の作成については、再処理施設の設工認の申請時期を明確にし、それに向けた計画的な検討が必要。
- (3) 日本原燃から、主に以下の旨の回答があった。
 - ① 面談で対応するとした事項については、整理を進めており、適宜、

説明する。

- ② 設工認に係る計画、工事フロー等の個別の計画はあるが、設工認申請、検査等を含めた全体的な計画はない。状況を整理して説明する。
- ③ 再処理施設の設工認申請は早くても10月末頃を予定している。

6. その他

提出資料

- 「外部衝撃（竜巻）に係る新基準設工認説明方針について」
- 「設工認申請に係る詳細設計について」

※1 令和2年5月19日の面談

「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請に係る面談」

※2 令和2年5月21日の面談

「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請に係る面談」

※3 令和2年5月25日の面談

「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請に係る面談」